

令和7年12月定例会
まちづくり常任委員会会議録

| | |
|-----------|---------------------------------|
| 招 集 月 日 | 令和7年12月4日（水） |
| 会 議 場 所 | 市役所 4階 大会議室 |
| 開 会 日 時 | 令和7年12月4日（木） 午前8時59分 |
| 閉 会 日 時 | 令和7年12月4日（木） 午前11時54分 |
| 委 員 長 | 市ノ川 徳宏 |
| 委員会出席委員 | |
| 委 員 長 | 市ノ川 徳 宏 |
| 副 委 員 長 | 藤 村 孝 志 |
| 委 員 | 秋 谷 修 茂 利 博 之 中西 耕二郎 古 山 大 輔 |
| 委員会欠席委員 | |
| 議 長 | |
| 委 員 外 議 員 | なし |
| 傍 聴 者 | |

議 題

| 議案番号 | 議 題 名 | 審査結果 |
|-------|--|------|
| 第101号 | 市道の路線の認定について | 原案可決 |
| 第104号 | 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会に付託された部分 | 原案可決 |
| 第107号 | 令和7年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） | 原案可決 |
| 第109号 | 令和7年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第1号） | 原案可決 |
| 第110号 | 令和7年度鴻巣市公共下水道事業会計補正予算（第3号） | 原案可決 |

委員会執行部出席者

（都市建設部）

都市建設部長 五十嵐 剛

都市建設部副部長 山 崎 淳 一

都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長 福 智 秀 一

都市建設部参事兼建築住宅課長 中 島 隆 晶

都市建設部参事兼市街地整備課長 秋 山 信 行

道路課長 林 信 敏

道路課副参事 山 崎 忠 義

（上下水道部）

上下水道部長 大 堀 勝 彦

上下水道部副部長 伊 藤 正 一

経營業務課長 矢 澤 恭 子

水道課長 山 崎 眞 也

下水道課長 田 口 裕 一

水道課副参事 大 網 岳 志

吹上支所長 戸ヶ崎 徹

川里支所長 山 縣 一 公

書 記 星 圭 也

書 記 大 谷 直 樹

(開会 午前 8 時 5 9 分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。秋谷修委員と茂利博之委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第101号 市道の路線の認定について、議案第104号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分、議案第107号 令和7年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第109号 令和7年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)、議案第110号 令和7年度鴻巣市公共下水道事業会計補正予算(第3号)の議案5件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第101号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。

そのほかの議案については、議案番号順にそれぞれの執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

この方法でご異議はございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

また、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、補正予算は補正予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第101号について執行部の説明を求めます。

(道路課長) おはようございます。議案第101号は、市道の路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき議決を求めるものでござい

ます。

それでは、一括してご説明いたします。初めに、議案及び図面ナンバー1の市道認定図及び公図の写しも併せて御覧ください。市道B-1039号線でございますが、起点を鴻巣市松原1丁目488番9地先とし、終点を鴻巣市松原1丁目488番2地先とします。幅員が6メートル、延長が57.25メートルです。

続きまして、次ページの図面ナンバー2を御覧ください。市道B-1040号線でございますが、起点を鴻巣市松原3丁目4407番5地先とし、終点を鴻巣市松原3丁目4407番3地先とします。幅員は4.5メートル、延長は48.87メートル。これら2路線については、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時03分)



(開議 午前10時13分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第101号について質疑を求めます。質疑はありますか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第101号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

(茂利) それでは、第104号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)について質問させていただきます。

6ページの債務負担行為補正に関しまして、道路反射鏡設置及び修繕工事につきまして、債務として行うのはどうしてか伺います。

また、道路改修工事で、これ先ほど説明があつて、何件かの工事ということで、1件ということが分かったのですけれども、もっと詳しくまたお願いいたします。

それと、幹線道路等改修工事につきまして、どういったことなのか伺います。

あと、作業用ダンプ車リースにつきまして、どんな作業で使っているのか伺います。

それと、20ページの…

(1個1個だの声あり)

(茂利) 1個1個で。では、一番最初の、道路反射鏡…

(委員長) いいです。

(道路課長) お答えします。

道路反射鏡設置及び修繕工事につきましては、道路反射鏡、いわゆるカーブミラーのことを指しておりますが、市民からの新規の設置や修繕の要望などが寄せられる中、債務負担行為による発注とすることにより、

年度当初からの円滑な対応ができるものと考え、債務負担行為としております。

以上でございます。

（茂利）反射鏡に関しては、大体どれぐらいの台数というかがあるのか。

（道路課長）現在市内において約3,600基設置してあります。

以上です。

（茂利）それでは、続きまして、道路改修工事につきまして、先ほど説明あった、1件とあったのですけれども、もう少し詳しくお願いいたします。

（道路課長）道路改修工事についてお答えします。

当案件につきましては、現在開渠となって蓋がない側溝が敷設されているところに蓋を設置するという工事になります。工事場所は、鴻巣市の新宿2丁目地内、国道17号と並行した道路、路線番号は市道吹23号線になります。工事の延長としては、約80メートルを計画しております。

以上になります。

（茂利）続きまして、幹線道路等改修工事につきまして、どういったことなのか伺います。

（道路課長）幹線道路等改修工事につきましては、今回2件お願いしております。1件につきましては、工事場所が西中曽根地内、こちらは上谷総合公園の間の道路になります。路線番号は市道A-2037号線、工事内容としましては、舗装の打ち替え工事及び路上路盤再生工事になります。工事延長は約300メートルになります。

以上です。

（茂利）続きまして、作業用ダンプ車リースにつきまして、どんな作業で使っているのか伺います。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）お答えいたします。

除草作業等で使うハンドガイドや草刈り機等などの器具の運搬や、落ち枝などの回収に使用しております。

以上です。

(茂利) それでは、20ページの土木総務費庶務事業につきまして、一般的に刈り払い機の使用は講習を推奨されておりますが、市の対応はいかがでしょうか。

(道路課長) 先ほどの案件に訂正をお願いしたいのですけれども、先ほど幹線道路の改修工事、2件あると言って、1件しか、すみません、説明していませんでした。もう一件が工事場所が屈巢地内、市道番号は市道川105号線、こちらは渋井橋から新幹線の下をくぐる川6号線というのがあるのですけれども、それと並行した幹線道路になります。工事延長は約200メートルとなります。

引き続き、すみません、先ほどの質問にお答えします。講習につきましては、肩かけの草刈り機については、資産管理課が窓口となって、除草作業に従事するであろう職員を対象に毎年講習会を実施しております。今年度につきましては、5月に2日間、刈払機取扱作業安全衛生教育の開催を行っております。講習の内容ですが、安全衛生マネジメント協会の講師によるもので、刈り払い機の構造や機能、作業方法や安全対策など、1日程度の講習を合計2回開催しており、各日20人程度受講しております。

以上になります。

(中西) それでは、議案第104号について質問させていただきます。

6ページの統合型GISシステム更新業務ということで9,923万円、令和7年度から令和13年度までということなののですけれども、こちらのGISシステムということで、今公開されているデータがホームページを見ますと17データ、地番参考図、都市計画情報だとかがあるのですけれども、この辺は、公開データというのは今後変更というのはあるのでしょうか。

(道路課長) 統合型GISの更新業務における公開型のほう、こうのとりのほうの内容については、現在今の内容を変更する予定ではございません。

以上です。

(中西) 公開されているデータのほかに、各課で使って、個人情報等あ

って公開できないデータというのもGIS、地図上に位置データを落とし込んで、業務の中で利活用されていると思うのですけれども、そういったデータというのは、どういったものが何件ぐらいあるのでしょうか。

(道路課長) 現在の公開型GISのデータにつきましては……

(道路課副参事) お答えいたします。

統合型GISにつきましては、道路占用システムなど17項目の業務を担っております。以上です。

ごめんなさい、申し訳ございません。数字の訂正をお願いします。13項目の業務を担っております。

以上です。

(中西) 何か具体的には仕様のどんな業務があるのかというのもお伺いします。

(道路課副参事) お答えいたします。

道路課では道路占用システム、境界査定のネットシステム、そのほか統合型地理情報システム、公開型地理情報システム、それと都市計画課では都市計画支援システム、建築のほうの空き家等対策管理支援システム、建築情報管理システム等などがございます。

以上です。

(中西) ちょっと深掘りさせていただきまして、今使っているGISシステムの中で、何か課題とかというのはあったのかどうかお伺いします。

(道路課長) 現在統合型GISの利用の中で、各部署に聞き取り調査とかを行いましたけれども、使い勝手等のことにつきましては特に支障はないという意見でございました。ただ、アクセス数が現在20アクセスという制限がある中で、アクセスが足りないというときが時々発生することにより、そこと、あとは今後更新していく中でデータ量が増えることによって、そこの増設が必要かなという検討はしております。

以上です。

(中西) アクセスというか、ライセンスということですか。

(道路課長) すみません。ライセンスです。ライセンス数が足りないという事象が時々発生しております。

以上です。

（中西）あと、今後の何か変更点とか改良される点というのは、その以外にも何かあればお伺いします。

（道路課長）今使っている統合型GISの内容のほかに追加を今検討していますのは、下水道課、建築課の機能の追加を検討しております。以上です。

（古山）それでは、6ページの道路反射鏡設置及び修繕工事についてなのですけれども、こちら要望はどのぐらい今まであって、8年度までにどのぐらい消去の見込みなのかを伺います。

（道路課長）道路反射鏡につきましては、令和7年度の要望につきましては、新規に設置してほしいという案件が13件、修繕の依頼につきましては17件、合計30件ございます。それと、令和6年度からの要望につきましても、新規の設置と修繕の依頼、75件ありました。その中で、令和6年度中に対応した件数が53件、うち今年度に持ち越したものが22件ございます。その中で、令和7年度の、先ほどの要望件数合わせて52件あったのですが、この中でも令和7年度に対応したものが38件ございます。その中、現在29件要望と、あと点検等によって修繕が必要と判断されたもの、合わせて29件ございます。この29件につきましては、今年度の予算の状況を見ながら、順次対応していく次第でございます。

以上です。

（古山）それでは、作業用ダンプ車リースなのですが、これ1台ということ考えてよろしいのか伺います。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）委員のおっしゃるとおり1台です。

（藤村）一般会計補正予算（第6号）の21ページの賠償金の関係なのですけれども、前任者の質問とご回答で分かったのですけれども、1点だけ、今まで今回と同じような同様の事故というのがあったのか、そして今回は自動車への賠償ということなのですけれども、過去に対人賠償とか、人に石がぶつかってしまったとか、その他けがをさせてしまったとか、そういうのがあるのですしたらちょっと伺いたいのなのですけれども。

(道路課長) お答えします。

過去5年の実績になるのですけれども、除草作業における事故は3件ありました。内容としましては、自動車の窓ガラス破損が2件、民家のガラスの破損が1件になります。飛び石による人身の事故については、この中ではございません。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第104号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 令和7年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) それでは、質疑を求めます。質疑はございませんか。

(秋谷) 4ページの債務負担のところの公共施設引継図書等作成業務委

託というのは、先ほど説明あったのですけれども、项目的に全部教えてもらっていいですか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長） それでは、お答えいたします。今回債務負担行為で上げさせていただいております業務内容につきましては、主に3つの項目から構成をされております。1つ目としましては、換地処分後に道路、公園などの公共施設を管理部署へ引き継ぐために必要な図書、また調書を作成する業務となります。2つ目としましては、法務局への正式な地図として備えるため、不動産登記法に基づく第14条図の作成業務となります。最後に、国土調査法に基づく19条5項指定を受けるために必要な書類を作成する業務となります。

以上が主な内容となります。

（秋谷） 最初の説明よりかはちょっと詳しくなったのだけれども、2,826万か、件数的には何件ぐらいの規模があるのでしょうか。例えば町内の道路やら公園やらということなのでしょうけれども、公共施設ですから。あと、あるものは下水なのか上水なのかも全部関わってくるのかな。そういったちょっと細かなところが教えてもらいたいのです。

（都市建設部参事兼市街地整備課長） 公共施設としましては、主なものとしましては、先ほど申しました道路、公園、さらに水路等になります。そのほかに調整池などの施設、そういったものを含めまして、各管理者への引継ぎに必要な図書を作成するものになります。また、道路につきましては、県道分もございますので、北本県土整備事務所、そちらへの引継ぎ図書なども作成していく予定となっております。

以上です。

（秋谷） 結構な量になりそうなイメージなののですけれども、これ1年で完了するものなのですか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長） お答えさせていただきます。本業務につきましては、当初は令和8年度からの業務を予定しておりました。令和8年度の秋頃に換地処分が行われるよう、8年度の当初予算としてスケジュールを組んでいたのですけれども、やはり現在進めております業務の中で、先ほど申しましたとおり関係機関との協議に日数を

要することから、8年度からでは間に合わせる事が困難でありますので、今回令和7年度から8年度までの期間を対象として、約1年間業務期間をかけて進めていきたいと考え、債務負担行為に設定させていただいております。

以上です。

(秋谷) そうすると、説明がちょっと私よく分からなかったのです。よく分からなかったというのは、当初8年度からやる予定でしたと。ただ、今回はそれを繰り上げて、早く始めなければならぬという説明で、でもどちらもかかる期間的には1年、1年というようなイメージなのですが、それでも、何でこのたび本当に8年に当初やる予定だったものを繰り上げてやるようになった、その具体的な理由というのは何なのでしょう。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) お答えさせていただきます。期間的にはやはり1年間の業務を予定しているのですが、どうしても入札に伴う期間というのが発生してしまいます。令和8年度から入札を始めたとしますと、やはり二、三か月契約までにかかりますので、その分を前倒しをして、令和7年度から進められるような工程を組まさせていただきました。

以上となります。

(秋谷) 法務局等出すということは、そこにいろんな測量士さんであるとか、そういった方々が入り込む、その契約業務も入ってくるのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) お答えさせていただきます。こちらの今回の業務につきましては、令和6年度に既に出来形確認測量というものをしております。各街区画地点などを既に測量しておりますので、その結果を基に資料を作成し、14条図ということで法務局に備えるための、いわゆる公図と言われるものなのですが、それを作成する業務ということになります。ですので、測量自体はほぼ終わっている状況で、一部県道部が残っているといったような状況となります。

以上です。

(秋谷) ちょっとよく分かっていないので、教えてもらいたいのですけ

れども、土地の換地の処分を全て例えば終えて、測量図というか、公図に出ているって地番が出るではないですか。区画を切られて、地番が出るのだけれども、その換地の処分というのが全て完了しているのかな、今。ちょっとその辺りの、例えば処分が全部済んでから公図とかを出すのであれば、間違いなくその地番とかが、当然公図だから、面積とかも、それは縮尺とかをいじれば画定していることなのだろうけれども、もう全てのそういった業務が画定しているの、していないの。あるいは、していなかったらまたやるのというところがちょっと知りたいのですけれども。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）お答えをさせていただきます。今現在換地処分の公告を行う、予定している時期につきましては、令和8年度の秋頃を予定しております。換地処分の公告後に登記などの書換え業務が発生しますので、それに向けて今回の業務を発注するような流れになります。その登記を書き換えるに当たりましては公図も必要ですので、その公図などの作成業務が今回の業務に入っているような状況となりますので、実際に切り替わるのは換地処分の公告の翌日から登記業務切替えが発生するような流れになります。

以上です。

（秋谷）切替えが発生したら、また何か行政として行わなければならないことというのがあるのですか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）まず、切替えが発生する公告の翌日から登記閉鎖期間になりますので、その間に登記を切り替えるようになります。その後区画整理事業としましては、清算金の業務、こちら徴収や交付などの業務がその後行われ、それが整い次第事業完了といった流れになってきます。

（秋谷）では、登記自体はいいのだね。分かりました。

（藤村）前任者の質問ともしかしたらかぶってしまうかと思うのですけれども、私もちょっと債務負担行為補正について伺いたいのですけれども、1点だけなのですけれども、8年度にやられる事業ということで、7年度から始めなくては間に合わないということなのですけれども、限

度額を2,826万7,000円という、その金額の根拠というのがよく分からないのですけれども、その辺をちょっと教えてもらえたらと思うのですけれども。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) お答えさせていただきます。
こちらの業務内容は、先ほど申しました3つの項目から構成されているということなのですけれども、これらの積算根拠としましては、街づくり区画整理協会発行の土地区画整理事業調査設計費積算資料及び土木工事標準積算基準書(計画調査編)に基づき、その歩掛かりを用いながら、積算、設計をしているような状況となります。
以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。
これより討論を求めます。
初めに、反対討論はございませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。
よって、討論を終結いたします。
これより採決いたします。採決は挙手で行います。
議案第107号 令和7年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。
よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時48分)



(開議 午前 11 時 04 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第109号 令和7年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

(茂利) それでは、第109号について質問させていただきます。

1点だけになりますが、どんなメリットがあるのか伺います。

(水道課長) お答えいたします。

令和8年度当初予算にて、国費を活用して実施する予定であった配水管新設及び布設替え工事について、国費が令和7年度分として前倒しの追加交付が予定されており、工事の発注準備が整うことから今回計上するものでございます。ご質問のメリットといたしましては、事業の着手が当初予定よりも早めることが可能となるため、配水管の課題である老朽化や耐震化に向けた対応を早めることができる。そして、もう一つとして、工事発注、施工時期を繁忙期から避けることができるため、ゼロ債務負担行為と同様に施工時期の平準化を図ることができる。また、施工時期の平準化により、地域の建設業者の経営の健全化等に寄与し、公共工事の品質確保を図ることができるというふうに考えております。

以上です。

(中西) 施工時期の平準化のための配水管新設工事及び配水管布設替え工事の追加というところなのですが、工事の予定箇所であるとか、延長というのはどういったものになるのでしょうか。

(水道課長) まず、ゼロ債務で行う工事についてですけれども、まず2か所工事箇所ございます。1か所目が原馬室地内ほかで、工事の延長といたしましては240メートルの新設工事、それと布設替えのほうは415メートル行う予定でございます。2本目といたしましては、工事場所が宮地3丁目地内、布設替え工事として380メートルを予定しております。それと、補助金のほうで行う工事ですけれども、こちらのほうが3本予

定してございまして、場所については本町7丁目地内ほか、こちらが新設工事として200メートルで、布設替え工事として490メートル。2か所目といたしましては袋地内、こちらのほうが新設工事が80メートル、布設替え工事として643メートル。最後の3本目になりますが、こちらが天神3丁目地内ほかで布設替え工事として565メートルを行う予定でございます。

以上です。

(中西) 国費の前倒しというお話もあったのですが、国庫補助金の割合というものを教えていただければと思います。

(水道課長) 令和6年度から厚生労働省から国土交通省に所管が替わり、防災・安全交付金内補助率等にも変更がありました。現在本市が活用している補助メニューの補助率は、浄水場の配水池の耐震化を図るための基幹水道構造物の耐震化事業と、基幹管路等の耐震化を図るための重要施設配水管事業は補助基本額の3分の1で、従前の4分の1から補助率は上がっております。また、配水管、配水連絡管を整備するための緊急時連絡管事業は従前と変更なく、補助基本額の4分の1となっております。

以上です。

(中西) 管というのはいろんな種類があると思うのですが、耐震に強い、つなぎ目が、よくイベントなんかで見る、分かれて、なかなか地震とかあっても、1か所壊れても、それが対応できるような管だとか、あとは鋳鉄管だとか、硬質塩化ビニール管とか、そういったものが種類があると思うのですが、その辺の使い分けというのはどういったふうに行われているのかというのを伺います。

(水道課副参事) お答えいたします。

現在市内配水管には、耐震管であるダクタイル鋳鉄管と水道配水用ポリエチレン管を採用し、耐震管率の向上を図っています。これらの使い分けにつきましては、大口径管や基幹管路などの重要路線に高強度のダクタイル鋳鉄管を使用し、その他の管路に安価な水道配水用ポリエチレン管を使用しております。

以上でございます。

(中西) 耐震管というのがあると思うのですが、本市の水道管の耐震管率というのは、今どのぐらいになっているのでしょうか。

(水道課副参事) お答えいたします。

過去3年の推移になるのですが、水道管の耐震管率、全管路に対する耐震管の延長なのですが、こちらにつきましては、令和4年度が9.8%、令和5年度が10.4%、令和6年度末時点で11.5%という推移になっております。あと、補助金で基幹管路等更新を進めておりまして、こちらにつきましては、令和4、令和5年度は着手がなかったもので、5.2%だったのですが、令和6年度の着手によって8.7%に上昇しております。

以上でございます。

(中西) そうすると、年々耐震管率というのは上がっているのですが、徐々に入れ替えているとか、そういうイメージになるのですか。

(水道課副参事) 入れ替える管全てが耐震管になりますので、更新事業が進めば進むほど耐震管率は上がっていくという現状になっております。

以上でございます。

(中西) そうしたら、次の棚卸資産購入限度額の追加なのですが、これは水道メーターを4月から入れ替えるので、先に債務負担行為として上げているということよろしいですか。

(水道課長) 令和8年度に交換を予定する水道メーターを早期に購入するため、昨年度と同様に債務負担行為を設定するものでございます。それ以前の令和5年度以前は、年度当初の入札発注を行っていましたが、令和6年度より債務負担行為を設定して、発注時期を前倒ししております。これらにより、入札不調等による交換スケジュールの遅延の回避や、年間の交換回数を増やして、1回当たりの交換回数を少なくすることにより、交換作業員の負担軽減を図っております。

すみません。年間の交換回数を増やして、1回当たりの交換個数を少なくすることにより、交換作業員の負担軽減を図っております。

以上です。

(中西) そうすると、うまくそれも執行時期の平準化というところなの
でしょうけれども、メーターを買っておくということなのか、多分工事
費というところもあると思うのですけれども、それについては含まれて
いるということによろしいのですか。

(水道課副参事) 今回お願いする補正については、メーター器本体の費
用でありまして、交換委託料につきましては来年度予算で執行する予定
になっております。

以上でございます。

(中西) ちょっと _____ に関わるかもしれないけれども、11月19日
に吹上地域の水道水中に浮遊物が確認されまして、賠償だとか、そうい
ったものがちょっと考えられるのではないかというところで、今回補正
が上がってくるのではないかとも思ったのですけれども、その辺はどう
なのでしょう。

(暫時休憩お願いいたしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時17分)

_____ ◇ _____
(開議 午前11時18分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(水道課長) お答えします。

ただいまいろいろ調査中でありまして、まだちょっと未確定な部分も
ございますので、今後ちょっといろいろ考えていきたいかと思えます。
以上です。

(古山) それでは、水道管の耐震管の耐用年数を伺います。

(水道課副参事) 水道管の耐用年数につきましては、法定耐用年数につ
きましては40年とうたわれております。ただ、管種ごとにメーカーが、
もうちょっと使えるとか、そういう話もございまして、実用的な部分は
鴻巣市は耐用年数の1.5倍の60年に至るまでに更新できるよう努めてお
ります。

以上でございます。

(古山) 今後交換するときは、その耐震管に切り替えるという考えでよろしいのでしょうか。

(水道課副参事) 現在使っているダクタイル鋳鉄管と水道配水用ポリエチレン管は、両方とも耐震管でございます。更新は全てこちらで行いますので、全て耐震管に切り替えております。

以上でございます。

(古山) それでは、その耐震管に切り替えるのに何年間ぐらいで考えているのか伺います。

(水道課副参事) お答えいたします。

市内の管路の配水管の総延長が約590キロあるのですけれども、昨年度の更新率は0.9%ということになっております。ここ数年の中では一番高いのですけれども、仮に1%更新できたとしても100年かかるという計算でございますので、基本的にはまだ今入れたものが市内全域をやっている中でまた古くなってという形で無限にループするようなイメージにはなってしまうのですけれども、ずっと続いていくものとしては認識しております。

以上でございます。

(秋谷) 1 ページ目の債務負担のところ、記憶が全くなくなりましたので、教えてもらいたいのだけれども、毎年自分の、過去の覚えているだけの記憶は、この年末か、いつも次亜塩素酸ナトリウムを購入する債務負担というのを、過去やっていたと思うのだけれども、あれは今上がっていないのだけれども、何年単位で買うことになったのでしたっけ。購入するサイクルが変わって、期間的なものとかが変わったから、今回出ていないのでしたっけ。ちょっとその記憶がなくなりました。

(水道課副参事) 秋谷委員のご質問にお答えします。

委員のおっしゃるとおり、以前は次亜塩素酸ナトリウムを4月1日からもちょうと使えるように、前倒しで予算措置をお願いしていたかと思うのですけれども、現在は包括業務委託の中で一括化されておまして、

今回の契約期間も5年間ということで、包括業務委託の予算の中に組み込まれているということで、市の予算として改めて債務負担行為を起こすことはしておりません。

以上でございます。

(秋谷) もう忘れてしまったのだ。ありがとうございます。昔あったよなと思ったのですけれども。

次が、せっかく矢澤さんがいるから、3ページのキャッシュフローの計算書のところをよく分かっていないから、本当教えてもらいたいのですけれども、上のほうから行きましょうか。まず、業務活動によるキャッシュフローのところの長期前受金戻入額が1億3,887万が、これはマイナスなのですよね。マイナスにこのたびになったのは、何か事情というのがあるのですか。

(経營業務課長) お答えいたします。

こちらは、このキャッシュフロー計算書はこのように作るというまずは決まりがございまして、こちらのまず上のところで、当年度純利益というものから、そこから現金を伴わないもの、費用等について、あとはそれ以外のものもあるのですけれども、そういったものについてはプラスをしたり、マイナスをしたりというところになってございます。この長期前受金戻入額がマイナスとなっていてございますのは、これもその決まりに従ってなっているものでございまして、これは実際長期前受金戻入という科目が実際予算上にあるのですけれども、そちらの金額がそのままマイナスという形に形を変えて表記をされているものでございまして、今回特にマイナスになったとか、そういったところではなくて、長期前受金戻入が計上される場合には、ここはマイナスという形で基本は計上されるものとなっております。

以上でございます。

(秋谷) では、特別ってわけではないのですね。

また同じところなのですけれども、次はこの2番のところの投資活動によるキャッシュフローのところの一番最初の固定資産の取得による支出ということで14億からのまたマイナスなのだけれども、これはどういう

事情なのかよく教えてもらいたいのですけれども。

（経營業務課長）では、質問にお答えいたします。

こちらの固定資産の取得による支出というところは、広くご説明をいたしますと、建設改良事業、いわゆる私ども水道でいうところの4条予算と一般的に言っている建設改良事業によるものでございまして、それに伴ってこれだけ現金を支払いをいたしまして、その分結果として建設改良することによって資産を取得するという意味合いで、ここはマイナス計上という形になってございます。

以上でございます。

（秋谷）ちなみに、14億から取得するものというのは、一体具体的に何そんな大量の金額のものを取得するのですか。

（経營業務課長）具体的に申しますと、ちょっと今あれですけれども、当初のところではいいますと、こちらのところで資本的支出のところでは支出をされる内容、これが全て、例えば配水管の新設をしましたりとか、それ以外いろいろ浄水場の関係の何か更新工事をしましたりとか、そういったものがこの中には含まれてございます。

以上でございます。

（秋谷）またその下の財務活動のところの企業債云々のところはいいのだけども、最終的に資金の期末残高が12億7,000か、金額的に出ているわけなのですけれども、いよいよ8年の4月からは料金改定が始まるのだけども、当初水道料金の改定の審議会とかを始める前に想定していた状況と、今の状況というのは、見通しとして何か変化があったのでしょうか、なかったのでしょうか。

（経營業務課長）お答えをいたします。

今質問にお答えいたします、今資金の期末残高が見通しとして13億弱程度というところが当初どおりの見通しであったのかどうなのかというご質問でございまして、基本的にはまずは水道事業ビジョン等に基づきまして、私ども原則として事業の執行をしております。その中で、こちらの年度末の資金残高につきましては、おおむね適正な、今事業を執行した結果としては適正な額であるというふうに捉えております。

以上でございます。

(秋谷) これも、私の記憶がもしかしたらすっ飛んでしまっているかもしれないのだけれども、伊藤さんが水道課長さんだった頃かな、よく資金がショートするとか、しないとかという話があって、例えば水道料金の改定をするか、しないかの年度のあたりで、あれ山崎さんかい、その資金的なもののやりくりが大変難しくなるような話を聞いていたような気がするの。現状まるで心配は要らなさそうな感じなのだけれども、具体的に何か事象が変わったのかな。それとも、自分の過去の記憶が間違っていたのかな。

(経營業務課長) お答えいたします。

恐らく資金のほうショートするというような、資金ショートといえますか、恐らく次年度から、来年度から県水のほう値上げになりまして、その辺りで資金の増加が見込まれて、恐らく資金が不足するという見通しというのは業務活動の維持管理のほうのいわゆる3条予算というもの、そちらのところが結果として赤字になる見通しだというようなところで、以前恐らくご説明はさせていただいていたかと思います。こちらキャッシュフローのところに出てきている資金残高というものについては、そういったものも全て含め合わせました、いわゆる建設投資部門のお金の動きも含めた資金残高ということになってございますので、ここでお話をしている資金の期末残高と、先ほど委員がおっしゃった資金がショートするというところは、ショートというのは恐らく営業赤字になってしまうというところのお話ではなかったかというふうに思います。以上でございます。

(秋谷) また後で詳しく教えてください。新設も布設替えもご説明終わったような気がしたから、ごめんなさい、終わりでもいいです。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第109号 令和7年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号 令和7年度鴻巣市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

(茂利) それでは、議案第110号につきまして、1点だけ質問させていただきます。

市の負担金で行う県の工事の内容について伺います。

(下水道課長) 今回の県が行う工事につきましては、全国重点調査、県が行った調査結果に基づいて、緊急度2となっている箇所の中で、ほかの緊急度2と比較して、腐食など損傷が進んでいる3か所を年度内の対策を実施するため、補正予算を計上したと伺っています。具体的な箇所につきましては、県から頂いた資料によりますと、1か所目の行田市持田地内では、マンホール内の腐食、浸入水の、これを対策するものとして、防食及び止水を予定すると聞いております。2か所目としまして、鴻巣市下谷地内、こちらではマンホール管30メートルの区間で腐食や浸入水が発生していることから、管更生を予定していると伺っております。3か所目としましては、桶川市舎人新田地内で、マンホール管90メー

ルの区間で同様に腐食、浸入水が発生していることから、管更生工事を行うと伺っております。

以上です。

（中西）議案第110号、公共下水道事業会計補正予算について質問させていただきます。

今の県の工事というところでのご説明があったのですが、これがありまして、緊急度2の3か所というところでご説明あったのですが、ほかにも何か緊急度が違うものとかあったりするのですか。

（下水道課長）埼玉県の中で荒川左岸北部流域下水道に関わるところにつきましましては、緊急度1という場所はないということで伺っております。緊急度2の判定を受けているところが対象延長、荒川左岸北部の流域下水道の中で6,300メートルが対象となり、その中で6,100メートルが緊急度2の判定を受けていて、その中で対策が必要な箇所、早急に対策が必要なものを3か所今回行うということで伺っております。

以上です。

（中西）そうしますと、緊急の対策が必要なところというところでののですけれども、そうするともう今回で対策というのは終わりということで、今後何かまた補正がかかってくるというところはあるのでしょうか。

（下水道課長）緊急度2となったところにつきましましては、応急対策を取った上で5年以内に修繕工事を行うということで国から指針が出ております。残りの箇所については、次年度、8年度以降の中で行っていくということで伺っております。

以上です。

（中西）今回全国特別重点調査結果というところなのではございますけれども、この状況というのは、全国だとか、県だとか、荒川左岸北部流域地域、こういったところでどのような状況なのかを教えてくださいと思います。

（下水道課長）それではまず、全国のところから報告させていただきます。全国特別重点調査の9月17日に国土交通省が公表した資料によりま

すと、下水道管路の全国特別重点調査の結果、優先実施箇所、これ 8 月 8 日までに優先実施箇所を報告されたものが全体で 813 キロメートルありまして、そのうち 730 キロが目視調査等を実施、完了しております。緊急度 1 の要対策延長は 72 キロメートル、うち空洞が 6 か所で確認されたというふうに国のほうからは公表されております。

また、埼玉県の場合としましては、埼玉県流域下水道のほか 6 市が該当し、流域下水道では対象延長が 9 万 3,800 メートルのうち目視調査 8 万 9,700 メートル行い、緊急度 1 の要対策延長が 3,500 メートル、緊急度 2 の要対策延長が 4 万 3,000 メートルと伺っております。

荒川左岸北部流域につきましては、先ほどお答えさせていただいたとおりなのですが、対象延長 6,300 メートルのうち緊急度 1 は対象がなく、緊急度 2 が対象延長 6,100 メートルというふうに伺っております。以上です。

(中西) 次に、今回の荒川左岸北部流域下水道事業構成市の負担額の増額というところなのですが、この負担額の構成市の計算方法というのを教えていただければと思います。

(経營業務課長) では、質問にお答えいたします。

流域下水道というものは、まず都道府県が設置、管理をするものでございます。この場合都道府県は、流域下水道により利益を受ける市町村に対しまして、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持、その他の管理に要する費用の全部または一部を負担させることができるというふうに下水道法に規定がされてございます。これに基づきまして、対策費用につきましても、その負担率について、埼玉県と構成市で取決めを行い、負担の金額を計算しております。具体的には、国庫補助事業につきましては、当該経費の国庫補助基本額から国の補助金を控除した額の 2 分の 1 に相当する額に、また県の単独事業については、当該経費の 2 分の 1 に相当する額に構成各市の負担率を乗じて得た額とすることとしております。

以上でございます。

(中西) 構成各市間の負担額の計算方法というのもあるのですか。

(下水道課長) 流域下水道の構成市間の計算方法ということですが、こちらにつきましては、流域下水道を構成する5市の計画処理人口から算出した計画汚水量、こちらの割合で計算しております。

以上です。

(秋谷) 素朴な疑問で申し訳ないのですが、流域下水道の建設負担金って丸々企業債で賄ってしまっているわけではないですか。何で企業債で賄うのですか。素朴な疑問で申し訳ないのだけでも。

(経營業務課長) お答えいたします。

まず、こちら建設のほうを負担した場合は、その金額を起債をすることというふうにされてございまして、そういった理由で全額、基本的には建設負担金を支出したものについては、どの団体におきましても、その分の負担額に対しましては、企業債を発行するということになってございます。

以上でございます。

(ちょっと休憩してもらっていいですかの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時44分)



(開議 午前11時48分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(藤村) 前任者とちょっとかぶってしまうことがある質問で、私も先ほど何で企業債でしなくてはいけないのかなという質問を事前にしたのですが、普通であれば、前任者の質問というのかな、が何でかなって、私も民間の経営をしていて、負担金とかそういうものというのは、わざわざ銀行からお金を借りてやらなくてはいけないのかというのは、ちょっと想定しづらいという考えがあるのです。あくまでも負担金なのだから、下水道で得た財源ですとかがなかったら、では一般財源から持ってこようとか、例えばこれ県のものなので、例えば県が造って県債でやろうとか、そういうふうな感じにはならないのかなというふうに思っ

たのですけれども、企業債って結構金利高いではないですか。その分負担になってしまうのかなというふうに、ちょっと単純な考えなのですけれども、ただ、あと次の世代にも負担してもらおうということでおっしゃっていたのですけれども、下水道の財源でやっても、その分を次の世代に上乘せした感じの使用料をもらってもいいのかなというふうにもちょっと考えたのですけれども、その辺はどうなのでしょう。法律で決まりって言えば、もうそれはしようがないのですけれども、一般的には負担金で財源で賄うものなのかなってちょっと思ったのですけれども、すみません。

（経營業務課長）委員の質問にお答えいたします。

まず、私どものほうが負担する金額、仮に県債等で何か手当てをしたほうがというご質問なのですけれども、まず埼玉県につきましても、埼玉県は埼玉県のほうでかかった費用につきましても補助金を活用したり、あとは裏でやはりそういった財源手当てはした上で、残りのいわゆる県と構成市で、要は具体的に言うと折半、2分の1というようなまずは形になるのですけれども、その部分の本当に一般財源相当分というのでしょうか、そのものについて市町村、各構成市によって負担割合で負担をしているというものになりますので、本来そこは県のほうがという、実際県がやっているものだからというお考えも、県がやっているものではあるのですけれども、ただその受益というものは各構成の私ども5市ですけれども、5市で受益は受けておりますので、そここのところは明確にすみ分けがされているのではないかというふうに考えております。

あとは、先ほど料金の関係等でその辺り、建設負担のところでは企業債を充てた部分についても、将来的な使用料等で何か措置をとるところなのですけれども、実際はやはり建設負担金という形で支出をしたものにつきましても、後日そのものについても施設を利用するというところで、結果として維持管理費用の中の減価償却費というところに実際は費用のほうに一定、こちらは35年間という形で分割をするようなイメージになるのですけれども、35年間でその費用というものは、建設負担金で出した費用については、それを35年間で平準化をして、翌年度以降の費用と

なって平準化をされておりますので、そういったところでやはり使用料の算定等をするに当たりましては、その辺りも一定程度考慮されて、使用料の算定をする際には考慮はされていくような形になるというふうに考えてございます。

以上でございます。

(藤村) では、いわゆる減価償却35年ということで理解してよろしいのですか。その企業債で借りたお金って、では35年間でお返し、償還するというのでいいのでしたっけ、確認なのですが。

(経營業務課長) 実際今減価償却の費用につきましては35年間ということなのですが、実質的に流域下水道事業債につきましては30年の償還となって、ちょっとそこは少しギャップがございますけれども、今は30年の償還という形で現状は事務のほうは進めております。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第110号 令和7年度鴻巣市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。
これをもちまして、まちづくり常任委員会を閉会いたします。
なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願
います。
お疲れさまでした。

(閉会 午前 11 時 54 分)